

## 第1章 総則

### 1. 制定の目的

この統一ルールは、各県商工組合が運営するJUオークションにおいて、クレーム、ペナルティーの具体的な運営事項を定めることにより、参加者への信用と利便性を向上させることを目的とします。

### 2. この統一ルールの効力

この統一ルールは、中商連オートオークション運営規程の一部として定め、主催商組は、これを遵守し、公平な運営を行うものとし、

なお、この統一ルールと商組規約が抵触した場合は、この統一ルールが優先します。

## 第2章 出品

### 1. 出品店の申告義務

出品店は、出品申込書の記入にあたり、必要事項を洩れなく、かつ、正確に記入しなくてはなりません。

なお、虚偽記入、誤記入、記入洩れ等があった場合は、すべて出品店の責任となります。

### 2. 出品店注意事項

出品店は、以下の事項に注意を払い、出品申込書の記入を行ってください。

- ①. 出品店は、不具合箇所・欠品等について記入する必要があるが、紛らわしい記載の場合、主催商組の判断によりクレームとなることがあります。

特にエンジン、ミッション等の重要箇所の不具合は誠実な申告を行ってください。

- ②. 車検付の車両を出品する場合は、出品申込書に車検年月、登録番号を記入する必要があります。

出品車両は、ナンバープレートが装着されていることが出品の前提となりますので、名義変更申請中車両（登録車）は法令順守の関係から出品できません。

- ③. 出品申込書の出品店申告欄（不良内容・欠品・注意事項等記載欄）は、車両の不具合（不良）内容を、不良箇所、状況とも具体的に記入するためのものです。また、標準装備品の欠品、社外品装着がある場合もその内容を記入してください。

記入洩れ、又は、紛らわしい記入内容であると主催商組が判断した場合はクレームとなることがあります。

- ④. 出品申込書のセールスポイント欄は、出品車両のアピールポイント（純正・社外品を問わず装備品、ワンオーナー、禁煙車等）を記入するためのものです。なお、セールスポイントに記入できる装備品は、正常に作動することが前提となります。

セールスポイントに記入した装備品が不良の場合は、年式・評価点・落札価格を問わずクレームとなります。

また、セールスポイント欄外に記載の場合であっても、瑕疵内容以外の記載と判断できるものは、主催商組の判断により、セールスポイントと同等の扱いとすることがあります。

- ⑤. 出品車両の乗車定員は、出品申込書に記入する必要があります。

バンの1列シート、ワゴン車の2列シートの乗車定員が未記入の場合等には、主催商組の判断によりクレームとなることがあります。

- ⑥. 輸入車を出品する際は、ディーラー車・並行車、モデル年式、登録年月を記入する必要があります。

ます。

なお、未記入の場合は、不明として取り扱います。

- ⑦. 出品申込書の色記入欄は、車体色と色コード（カラー番号）の双方を記入する必要があり、車体色と色コード（カラー番号）が異なっている場合は、色コードが優先となります。

- ⑧. 社外品は、出品申込書の出品店申告欄（不良内容・欠品・注意事項等記載欄）に記入する必要があります。なお、社外品が多数ある場合は、社外品多数と記入してください。

未記入の場合は、主催商組の判断によりクレームとなることがあります。

- ⑨. 出品申込書の装備品記入欄は、純正（メーカー・ディーラー）装備品のみ記入することができます。社外品であるにも関わらず装備品に○印を付した場合はクレームとなります。

なお、純正品が提出できない場合は値引き処理とします。

- ⑩. ナビ・テレビ・オーディオ・エアコン等のリモコン、ナビCD、リモコンキー等の付属部品は、書類と共に主催商組へ提出するものとします。

出品車両に入れたままで紛失等にあった場合でも主催商組に責任はなく、出品店の責任としてクレームとなります。この場合、部品代が2万円未満であっても現品支給または値引き処理とします。

なお、出品店は、主催商組が付属部品を依頼してから7日以内に対応しなければなりません。

- ⑪. 出品申込書の後日品欄は、書類と共に後日送付するものを記入してください。

なお、後日品欄に記載がない場合でもセールスポイント欄や装備品欄に記入した装備品に関連する付属品等で、その動作に必要で重要な付属品であると主催商組が判断した場合はクレームになることがあります。

- ⑫. エアバック装着車両（標準・オプション問わず）において、使用済・不良・欠品等の場合は、「エアバック修理要」、「エアバック欠品」、「エアバックランプ点灯」と記入する必要があります。記入のない場合はクレームとなります。

なお、故意の隠蔽等、悪質であると主催商組が判断した場合は、クレーム裁定とは別に制裁を科すことがあります。

- ⑬. 特殊・特装車両等の出品は、特殊、特装部品が正常に作動することを前提とし、正常に作動しない場合は、ノークレームに該当する車両でもクレームになることがあります。また、車両本体と特殊・特装部品の年式に2年以上の隔りがある場合は、申告する必要があり、申告がない場合はクレームとなります。

クレーン車やタンクローリー車等を出品する際は、特殊、特装部品の検査証・証明書等の必要書類の有無を記入して下さい。

- ⑭. ワンオーナーとは、新車登録使用者名義である場合を意味しますが、書類の関係上新車登録使用者名義からディーラーまたは専門店に名義変更したものを含めてワンオーナーとみなします。

- ⑮. 保証書とは、新車登録時の販売店名が記載された保証継承ページがあるもの、かつ、保証継承が可能な状態であるものとします。

ただし、メーカー保証期間が経過した車両は、保証継承ページが削除してある場合であっても、同冊子の記録簿等により当該車両のものと確認できる場合に限り保証書とみなします。

保証書は、書類と共に主催商組に提出するものとし、出品車両に入れたままで紛失等にあった場合でも主催商組に責任はなく、出品店の責任としてクレームとなります。

- ⑩. 記録簿とは、最終使用者名義にて直近の法定点検（車検または12ヵ月点検）を行っているものとし、ただし、新車登録後12ヵ月未満の車両については、認証工場または指定工場による点検を1度でも受けた記録（日付、走行距離数等）があるものは記録簿とみなします。

なお、法定点検の記録が、ユーザー車検のみの場合は、記録簿とみなしません。

記録簿は、書類と共に主催商組に提出するものとし、出品車両に入れたままで紛失等にあった場合でも主催商組に責任はなく、出品店の責任としてクレームとなります。

- ⑪. 落札店からのクレーム申立に対し、部品支給で対応する場合は、原則として主催商組を経由することとしますが、出品店、落札店双方の合意があれば出品店から落札店へ直接送付することができます。この場合の送料は出品店負担となります。

また、出品店が主催商組に部品を持ち込んだ場合は、落札店への送付にかかる費用実費を出品店に請求します。

なお、出品店は部品対応することを主催商組に申し出してから、7日以内に対応しなくてはなりません。

### 3. 走行距離記入における注意点

出品店は、出品車両の走行距離数の記入にあたり、出品時の走行距離計に示された距離数値を記入し、走行距離計の交換もしくは改ざんが明白な場合には、以下にしたがって、出品申込書にそのことを記載しなければなりません。

#### ①. 走行距離計を交換した車両「\$」

認証工場または指定工場で行き距離計が交換されたことを証する記録簿等の書面がある車両は、走行距離記入欄に、交換時の距離数と現在の距離数を合算した距離数値を記入し、メーター交換車を表す「\$」マークを付記するとともに、出品店申告欄（不良内容・欠品・注意事項等記載欄）に「メーター交換車」の文言および交換を行った日付、交換時の走行距離数を記載します。

なお、走行距離計の交換が証明できない場合は「改ざん車」として取り扱うものとします。

#### ②. 走行距離計の改ざんが明白な車両「\*」

過去の記録簿等により走行距離計の改ざんが確認できる車両は、走行距離記入欄に走行距離計が示す距離数値を記入し、メーター改ざん車を表す「\*」マークを付記するとともに、出品店申告欄（不良内容・欠品・注意事項等記載欄）に「メーター改ざん車」の文言と記録簿等により判明した改ざん前の距離数を記載します。

#### ③. 前各号以外で過去の記録簿等がなく実走行と判断できない車両「#」

走行距離記入欄に、走行距離計が示す距離数値を記入し、走行不明を表す「#」マークを付記するとともに、出品店申告欄（不良内容・欠品・注意事項等記載欄）に「走行不明車」の文言を記載します。

#### ④. タコグラフ装着車

車両総重量8トン未満のトラック、最大積載量5トン未満のトラック等、法律でタコグラフ装着が義務付けられていない車両で、積算距離計とタコグラフが一体式で装着されている車両は、タコグラフを新車時に取り付けたものとみなし、走行距離記入欄に走行距離計が示す距離数値を記載します。

ただし、タコグラフを途中交換している場合は、客観的に判断できる交換記録を必要とし、記録がある場合はメーター交換車、記録がない場合は、メーター改ざん車として記載します。

## ⑤. セットアップ交換車

ディーラーによるセットアップ交換車両は実走行とみなし、走行距離記入欄に走行距離計が示す距離数値を記載します。

## 第3章 落札

### 1. 落札店注意事項

- ①. 現車オークションにおいては、下見による現車確認が基本となりますので十分下見をした上でセリに参加してください。なお、外部からの応札の場合は、主催商組で下見代行を行っている場合があります。
- ②. 落札車両と出品申込書の内容に相違がないか十分に確認してください。車両と出品申込書の内容に相違があった場合は、主催商組にクレームの申立をすることができます。
- ③. 出品リスト（出品一覧表）と出品申込書の記載内容に相違がある場合は、出品申込書の記載内容を優先します。
- ④. クレーム申立にかかる費用（ディーラー見積り費用）は、落札店の負担となります。
- ⑤. 出品車両の内・外装補助評価（A・B・C・D・E）並びに事故補助評価（大・中・小）は参考補助評価であり、万一違いが生じたとしてもノークレームとします。

## 第4章 クレーム

### 1. クレーム解決に向けて

クレームが発生した場合、主催商組は、中立、公正な立場でクレームの裁定を行い、クレーム当事者は、主催商組の裁定に従うものとします。

出品店、落札店は、理解、協調の姿勢をもって、円満に解決することに努めるものとします。

### 2. クレーム申立方法

- ①. 落札店がクレーム申立をする場合、必ず主催商組を通して申立をしてください。理由の如何を問わず、主催商組の許可なしに出品店もしくは前名義人等に直接連絡したことが判明した場合はペナルティー3万円を科します。
- ②. クレームの申立は、原則として落札車両1台に対して1回の申立とします。  
ただし、搬出前のみ受付されるクレームや後日送付する書類等によって判明するクレーム等、主催商組が認めた場合は、複数回の申立も可とします。

### 3. クレーム申立期間

#### (1)基本となるクレーム申立期間

原則としてオークション開催日を含めて5日以内としますが、クレーム事項の種類ごとに別の申立期間を定めます。

なお、主催商組が定める遠隔地落札店については、主催商組の定める期日の延長をする場合があります。

#### (2)具体的クレーム事項の申立期間

クレーム事項の種類ごとに別表の申立期間を定めます。

なお、別表に記載のないものは、商組規約に従うものとします。

### 4. 用語の定義

別表で用いる用語の定義は、以下のとおりとします。

#### ①低価格車

落札価格20万円未満の車両（登録車・軽自動車）。なお、落札価格に手数料は含まれません。

#### ②搬出前

搬出前までのクレーム受付の最終期限は、オークション開催日を含む4日以内（最終日は主催商組営業時間内）とします。

ただし、期日の最終日が日曜日または主催商組の休業日にあたる場合は、主催商組により翌営業日になることがあります。

### 5. クレーム裁定

クレームでキャンセルとなった場合は、成約料、落札料および落札店がかかった諸費用は出品店負担となります。

ただし、販売できなかったことによる落札店の逸失利益は含まれません。

### 6. クレーム免責事項

以下に該当する事項は、原則としてクレームを受付けません。

- ①. クレーム事由がメーカー保証で対応できる場合はノークレームとします。

ただし、その際にかかる保証継承代として1万円を出品店へ請求します。

- ②. 落札車両が初年度登録より10年または走行距離が10万kmを経過している車両、並行輸入車、災害車は、原則としてノークレームとします。

ただし、エンジン、ミッション等の重大箇所、並びに重要装備品の不具合、欠品等、または虚偽申告、誤記入、記入洩れ等、主催商組が重大であると判断した場合クレームとします。

- ③. クレームの対象となる部品代が2万円未満の場合はノークレームとします。

なお、部品代に工賃は含まれません。

ただし、セールスポイントに記載されている内容のものは、部品代が2万円未満であってもクレームの対象となります。

- ④. オークションで落札後、他のオークションに転売（他のオークションに転売とは、他オークションにおいて成約したものを指します。）した場合はノークレームとします。

ただし、走行距離問題車・冠水車・接合車・盗難車はクレームの対象とします。

- ⑤. 出品申込書に記載された修復歴の内容以外に修復部位が判明した場合であってもノークレームとします。

- ⑥. 出品申込書に、「エンジン・ミッション異音」の記載がある場合においては、エンジン・ミッションに関する不具合は一切ノークレームとします。

なお、エンジンオーバーホールを要すものも含まれます。

- ⑦. 落札店が、主催商組に対してクレーム申立を行った日より、その後7日間経過時点で再度連絡がない場合はノークレームとします。

- ⑧. 別表においてノークレームと定めた事項の場合。

- ⑨. その他主催商組が申立却下と判断した事項の場合。

### 7. クレームと制裁

主催商組は、参加者の悪質なルール違反に対し、この統一ルールで定められたクレーム裁定とは別に、中商連オートオークション規約に基づき制裁を科すことがあります。

## 第5章 雑則

### 1. 統一ルールの改正

この統一ルールに改正が必要な場合は、中商連流通委員会、検査委員会の答申に基づき、中商連理事長が行うものとします。

### 2. 附則

この統一ルールは、平成24年4月1日から施行します。

## その他クレームの裁定にあたって

(1) カギはエンジン・ドア・給油口の分を必ず備えていること。ホイルのロックナット欠品は搬出前までのクレームとします。

(2) グレード違いなど同一クレームを繰り返し申し出る悪質者に対しては、運営委員会の判断によりクレーム却下、また中商連オートオークション規約第33条による裁定を下します。

(3) ローダウンについては車検に通る車両とします。

(4) 離島登録車の自賠責の差額については、出品店負担とします。（沖縄県を除く）

(5) エンジン本体・デフ・ミッションのクレームについては、落札店が部品提供又はキャンセルの選択ができるものとし、他のクレームについては部品提供を基本とします。なお、落札店への部品到着期限はクレーム申立日より7日以内とし、部品到着期限を過ぎた場合、落札店はキャンセルができるものとします。（部品提供の場合の工賃は落札店負担）

(6) 改造部品等の脱着跡についてはノークレームとします。

(7) シートベルトロックの車両については、修復歴の有無にかかわらず出品店申告義務とします。

(8) 使用済自動車として預託された車両および輸出末梢登録（仮登録含む）された車両については出品不可とします。但し、日本国内で登録可能な書類がある場合はその限りではありません。

(9) 誤記入の場合

AC欠品でキャンセルの場合、ペナルティー2万円+往復運賃とします。

(10) メーターに関するクレーム対応

オイル交換・タイミングベルト交換のステッカー等は参考資料とします。

(11) 出品店がオークション開催日を含め11日以上を経過しても書類を提出しない場合、ペナルティー1万円+以降1日経過毎に2千円を加算します。なお、最終日が主催商組の休業日に当たるときは、その後の最初の営業日を最終日とします。

(12) 出品店から主催商組へ書類が揃わずキャンセルの申し出があった場合、上記(11)の延滞ペナルティーを含めペナルティー10万円+出品料+成約料+落札料+落札店のかかる費用（販売遺失利益は含まない）とします。

(13) 落札店都合によるキャンセルは、原則オークション当該車両のセリ終了後60分までとし、ペナルティー5万円+出品料+成約料+落札料とします。

(14) 登録名義の変更について

主催商組は、落札自動車1台につき1万円の名義変更保証料を預かることができます。

落札店が書類の写しの提出期限を過ぎたために、出品店が自動車税還付譲渡手続きが出来ない

場合は、落札店は自動車税還付譲渡金額相当分を負担するものとします。

(15) 落札自動車の自動車税等について

①落札された自動車の自動車税は、当該オークションが開催された月の分までは出品店の、翌月以降の分は落札店の、それぞれの負担とします。

②落札された自動車が軽自動車の場合、オークション開催年度内の軽自動車税を出品店の負担とします。

但し、年度末に開催するオークションでの翌年度軽自動車税の負担の取扱については落札店の負担とします。

③主催商組が落札自動車の所有権を取得した場合でも、落札店は、その自動車を主催商組に引渡すまでは、なお前項による自動車税を負担します。

(16) 落札車両がナンバー付で車検証の有効期間がオークション開催日の翌月末までなく、落札店より主催商組を介し出品店へ抹消依頼があった場合、出品店は抹消の手続きに応じるものとします。

なお、抹消依頼の受付はオークション当日限りとします。また、車検証の有効期間がオークション開催日の翌月末以降もある場合は、落札店が抹消手続きを行うものとします。

(17) 税金滞納者に対する抵当権設定車両については、発覚した時点の出品店責任とし、発覚以前については出品店にて処理するものとします。また、クレーム処理における車両価格については、発覚した時点の時価（相場価格）とし、クレーム期間は無期限とします。

平成24年 4月 1日一部改正

別表Ⅰ 出品申込書記載相違事項の受付期間と裁定

	クレーム事項	クレーム受付期間(現車落札・ネット落札ともに適用)					クレーム裁定
		評価点付	R点	低価格車	商談	10年・10万km超	
1	年式 (輸入車モデル年式含む)	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	キャンセル時:ペナルティー2万円(低価格車は1万円)+諸経費
2	初年度登録月	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	<6か月以上の相違> キャンセル時:ペナルティー2万円(低価格車は1万円)+諸経費 値引時:1か月あたり、普5千円、軽3千円(上限は6か月) <6か月未満の相違> キャンセル時:ノーペナキャンセル 値引時:1か月あたり、普5千円、軽3千円
3	車名	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	主催商組の裁定による
4	グレード・2WD/4WD 相違 (パッケージオプション含む)	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	キャンセル時:ペナルティー2万円(低価格車は1万円)+諸経費 出品店申告より上位グレードの場合は、ノーペナキャンセルのみ受付する。
5	ディーラー・並行相違	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	
6	型式・排気量	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	
7	ドア・形状	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	
8	定員・積載	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	
9	車歴	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	レンタ・営業・身障者仕様・その他改造等
10	車検	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	<6か月以上の相違> キャンセル時:ペナルティー2万円(低価格車は1万円)+諸経費 値引時:1か月あたり、普5千円、軽3千円(上限は6か月) <6か月未満の相違> キャンセル時:ノーペナキャンセル 値引時:1か月あたり、普5千円、軽3千円 <車検付申告が抹消であった場合> キャンセル時:ペナルティー2万円(低価格車は1万円)+諸経費 値引時:個別対応
11	走行距離相違	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	キャンセル時:ノーペナキャンセル+諸経費
12	車体色相違	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	車体色と色コード(カラー番号)が異なる場合は、色コードを優先とする。
13	色替え	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	必要により現車確認とする。
14	シフト相違	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	フロア⇔コラム、AT⇔MT、5速⇔4速等
15	冷房・装備品の有無	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	
16	燃料相違	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ガソリン⇔ディーゼル等
17	セールスポイントの 不良・有無	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	セールスポイントに記載された装備品が不良、または無かった場合は、年式・評価点・落札価格を問わずクレームとする。
18	装備品(純正品) の有無	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	
19	保証書の有無	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	<メーカー規定保証期間内の車両> キャンセル時:ペナルティー2万円+諸経費 値引き時:5万円 <メーカー規定保証期間を経過している車両> キャンセル時:ノーペナキャンセル+諸経費 値引時:2万円(低価格車は1万円)
20	諸元相違 (長さ・幅・高さ)	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	但し、主催商組が相当と判断した場合はクレームとする。



別表Ⅱ 重大クレーム事項の受付期間と裁定

	クレーム事項	クレーム受付期間(現車落札・ネット落札ともに適用)					クレーム裁定
		評価点付	R点	低価格車	商談	10年・10万km超	
1	修復歴車	当日含む5日		当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	必要により現車確認とし、落札金額10万円未満はノークレームとする。 なお、落札金額10万円未満であっても主催商組が重大と判断した場合はクレームとする。
2	再検査による評価点「1.5点」以上の差	当日含む5日		ノークレーム	当日含む5日	当日含む5日	
3	粗悪車	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	通常走行に著しい支障のある場合や、事故等によるフレーム・ピラー等の重要部位の損傷箇所の修復現状に問題があり、主催商組による現車確認の結果、相当と判断したもの。
4	メーター改ざん・交換・1回転申告漏れ	当日含む6か月 または 書類発送後1か月 (※)	当日含む6か月 または 書類発送後1か月 (※)	当日含む6か月 または 書類発送後1か月 (※)	当日含む6か月 または 書類発送後1か月 (※)	当日含む6か月 または 書類発送後1か月 (※)	キャンセル時:ペナルティー(出品店関与10万円・不関与5万円)+諸経費 出品店が関与していることが判明した場合、ペナルティー裁定とは別に制裁を科すことがある。 ※車検証、整備記録簿(認定・指定工場によるもの)等、主催商組が送付した書類から判明する場合は、主催商組から書類発送後1か月以内とする。
5	タコグラフ交換	当日含む6か月 または 書類発送後1か月 (※)	当日含む6か月 または 書類発送後1か月 (※)	当日含む6か月 または 書類発送後1か月 (※)	当日含む6か月 または 書類発送後1か月 (※)	当日含む6か月 または 書類発送後1か月 (※)	キャンセル時:ペナルティー5万円+諸経費 ※車検証、整備記録簿(認定・指定工場によるもの)等、主催商組が送付した書類から判明する場合は、主催商組から書類発送後1か月以内とする。
6	走行不明「#」の申告で、メーター改ざんが立証された場合	当日含む6か月 または 書類発送後1か月 (※)	当日含む6か月 または 書類発送後1か月 (※)	当日含む6か月 または 書類発送後1か月 (※)	当日含む6か月 または 書類発送後1か月 (※)	当日含む6か月 または 書類発送後1か月 (※)	ノーペナキャンセルのみとし、諸経費(陸送費やその他にかかる費用)は請求できない。 出品店が関与していることが判明した場合、ペナルティー裁定とは別に制裁を科すことがある。 ※車検証、整備記録簿(認定・指定工場によるもの)等、主催商組が送付した書類から判明する場合は、主催商組から書類発送後1か月以内とする。
7	冠水車(申告なしの場合)	当日含む3か月	当日含む3か月	当日含む3か月	当日含む3か月	当日含む3か月	主催商組が相当と判断した場合に限り、ペナルティー5万円+諸経費
8	接合車	当日含む3か月	当日含む3か月	当日含む3か月	当日含む3か月	当日含む3か月	主催商組が相当と判断した場合に限り、ペナルティー5万円+諸経費
9	盗難車 遺失車両	無期限	無期限	無期限	無期限	無期限	左記事項が発覚した場合、当該車両の出品店が全責任を負うものとし、第三者により当該車両及び移転登録書類が押収・差押えされた場合でも、その理由の如何を問わず問題発覚時に速やかに車両代金、キャンセルペナルティー10万円、主催商組が認める諸経費を主催商組に返還するものとする。
10	消火器の散布跡車	当日含む3か月	当日含む3か月	当日含む3か月	当日含む3か月	当日含む3か月	必要により現車確認とする。
11	エンジン乗せ替え(規格外)	書類発送後1か月	書類発送後1か月	書類発送後1か月	書類発送後1か月	書類発送後1か月	キャンセル時:ペナルティー2万円+諸経費
12	ミッション乗せ替え(規格外)	書類発送後1か月	書類発送後1か月	書類発送後1か月	書類発送後1か月	書類発送後1か月	FA⇔F5、AT⇔MT等 キャンセル時:ペナルティー2万円+諸経費

	クレーム事項	クレーム受付期間(現車落札・ネット落札ともに適用)					10年・10万km超	クレーム裁定
		評価点付	R点	低価格車	商談			
機構	26 マフラー不良(腐食等)	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	27 クラッチ滑り	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	搬出可能な場合は全てノークレームとする。
	28 MTミッション不良(キア鳴き等)	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	オイル漏れはノークレームとする。
	29 ATミッション不良(滑り・ショック・タイムラグ)	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	オイル漏れはノークレームとする。滑りは必要により現車確認とする。
	30 デフ・トランスファー・カップリング不良	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	オイル漏れはノークレームとする。
	31 ドライブシャフト不良	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。1本につき1万円の値引または現品支給とする。
	32 ABS・ブレーキ不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。パット・ローターはノークレームとする。
	33 エアバック不良	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	部品代2万円以上のものとする。装備品に○印の有無にかかわらず、装着車で不良の場合はクレームとする。故意の隠蔽等、悪質であると主催商組が判断した場合は、このクレーム裁定とは別に制裁を科すことがある。
	34 ショック・サス不良(エアサス・アクティブのみ)	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。へたりはノークレームとする。
	35 パワステ・キアボックス・ポンプ・4WS不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。
36 キー違い(エンジンキーとドアキーが違う場合)	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	特殊キーについては項目45にて裁定する。	
その他	37 職権打刻(国産のみ)	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	
	38 登録遅れ	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	マイナー・モデルチェンジから6か月以上を経過したもの。キャンセル時:ノーペナキャンセル+諸経費
	39 型式改・構造変更の表示なし	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	
	40 型式指定・類別番号なし	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	
	41 記録簿の有無	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	値引時:2万円(低価格車は1万円)
	42 ワンオーナー	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	キャンセル時:ペナルティー2万円+諸経費 値引時:2万円
	43 メーター(積算計)の故障	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	
	44 冠水車(申告ありの場合)	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	書類から判明する相違事項、メーター関連問題の場合に限りクレームとする。車両の機能に関する内容はノークレームとする。
	45 ナビCD・リモコン・CDマガジン・キース等付属部品の欠品	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	装備品に○印またはセールスポイントに記載された場合は、部品代が2万円未満であってもクレームとし、現品支給または値引とする。カードキー、スマートキー等の特殊キーについては、その機能が正常で備品に欠品がないこと。
	46 社外品の申告漏れ	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ただし、主催商組が相当と判断した場合に限る。
47 コーションプレート欠品の申告漏れ	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	値引き・キャンセルいずれかの対応とする。	
48 車検証備考欄の走行距離相違	書類発送後1ヵ月	書類発送後1ヵ月	書類発送後1ヵ月	書類発送後1ヵ月	書類発送後1ヵ月	書類発送後1ヵ月	記録簿で確認できる場合:ノーペナキャンセル+諸経費 記録簿で確認できない場合:キャンセル時ペナルティー5万円+諸経費	
49 前項各本文に該当する場合でも、主催商組が相当と認めた場合								クレーム申請を容認し、適宜裁定を下すことができる。

別表Ⅲ 具体的クレーム事項の受付期間と裁定

	クレーム事項	クレーム受付期間(現車落札・ネット落札ともに適用)					クレーム裁定
		評価点付	R点	低価格車	商談	10年・10万km超	
内装	1 内装焦げ・切れ・しみ・異臭	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ただし、主催商組が相当と判断した場合に限る。
	2 雨漏れ	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ただし、主催商組が相当と判断した場合に限る。必要により現車確認とする。
	3 ダッシュ・グローブボックス等の不良及び内装の改造	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ただし、主催商組が相当と判断した場合に限る。
	4 標準装備品の欠品(装備品欄に記載がない場合)	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	部品代2万円以上のものとし、新車時有効車検(1回目の車検満了)以内の車両、または1回目の抹消までとする。ヘッドレスト、ハンドル、シート等。
	5 ジャッキ・工具・スペアタイヤの欠品	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	現品支給もしくは値引きとする。ジャッキ(パンタグラフ 3千円・油圧 5千円)、スペアタイヤ(普通車 5千円・軽 3千円)
	6 8ナンバーキットの欠品	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	搬出前まで	欠品の申告がなかった場合、現品支給または5万円を上限に値引きとする。
外装	7 ガラス	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	飛石・傷はノークレームとする。
	8 鉄粉・P付着	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	必要により現車確認とする。
	9 塩害	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	必要により現車確認とする。塩害とは、サビ・腐食が著しくひどく、現車確認の結果、主催商組が相当と判断したもの。
	10 レンズのヒビ・ドアミラー損傷	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	レンズの水滴はノークレームとする。
	11 タイヤ・ホイール規格外・スタッドレス	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	現品支給またはタイヤ・ホイールとも普通車1本5千円・軽自動車1本3千円の値引きとする。R点・低価格のスタッドレスはノークレームとする。
	12 標準装備品の欠品(装備品欄に記載がない場合)	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	部品代2万円以上のものとし、新車時有効車検(1回目の車検満了)以内の車両、または1回目の抹消までとする。
電装	13 P/W・パワーシート不良・ドアミラー作動不良	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	14 マルチV・テレビ・ナビ不良	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	15 イモビ不良	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	メインキーが無い場合もクレームとし、キャンセルも可する。(複数のメインキーがある場合、1つでもあれば可とする。)
	16 オーディオ不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限り値引き1万円とする。オートアンテナはノークレームとする。
	17 サルーフ不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	18 エアコン不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	19 セルモーター・ダイモ不良	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	20 メーター類不良	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	アナログ・デジタルとも部品代3万円以上のものとする。ただし、積算計不動は部品代が3万円未満であってもクレームとする。
機関	21 エンジン上部(クハット・バルブ・ヘッド等不良)	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	必要により現車確認とする。オイル漏れはノークレームとする。
	22 エンジン下部(メタルピストン異音・焼き付き・圧縮不足等)	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	必要により現車確認とする。オイル漏れはノークレームとする。
	23 噴射ポンプの不良または燃料漏れ	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	必要により現車確認とする。
	24 ターボ・スーパーチャージャー不良および改造	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	必要により現車確認とし、初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。
	25 ラジエーター・ウォーターポンプ不良	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	必要により現車確認とし、初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。

別表Ⅳ ペナルティー裁定基準

	ペナルティー発生事由	ペナルティー裁定
①	落札店都合によるキャンセル	オークション当日(ただし、主催商組により受付時間が異なる。当該車両のセリ終了後30分、60分、または当該車両セリ終了後100台までの申し出があった場合に限る。) ペナルティー5万円+出品料+成約料+落札料とする。
②	出品店都合によるキャンセル (書類提出不可能な場合を含む。)	オークション当日(ただし、主催商組により受付時間が異なる。当該車両のセリ終了後30分、60分、または当該車両セリ終了後100台までの申し出があった場合に限る。)の場合、ペナルティー10万円+出品料+成約料+落札料とする。  オークション当日以降の場合、ペナルティー10万円+出品料+成約料+落札料+落札店のかかる費用(販売遺失利益は含まない)とする。
③	納税証明書が成約車両に添付されていない場合	落札店は車検満了日の前月から請求することができる。(必ず主催商組を介して申し出すること) 主催商組から出品店へ請求した日より10日以内に主催商組へ提出されない場合、ペナルティー1万円。以降1週間経過毎に1万円を加算。
④	出品店が、主催商組の定める書類提出期限を経過しても書類を提出しない場合	ペナルティー1万円 以降1日経過毎に2千円を加算
⑤	出品店が、オークション開催日を含め21日を経過しても主催商組に書類を提出しない場合	上記④の延滞ペナルティーを含めペナルティー10万円 + 出品料 + 成約料 + 落札料 + 落札店のかかる費用(販売遺失利益は含まない)。
⑥	落札店がオークション開催日の翌月末日までに名義変更しない場合、または翌々月の5日までに名変コピーを主催商組に提出しない場合 (出品申込書に記載された名変期限を経過した場合を含む)	ペナルティー1万円 以降1週間経過毎に1万円を加算
⑦	軽自動車において、税止め処理を怠り、翌年度以降も軽自動車税が旧所有者に発生した場合	ペナルティー1万円
⑧	落札店が、オークション当日から7日を経過しても落札代金を決済しない場合	ポス利用を一時停止する。 1日あたり、落札台数 × 2千円のペナルティー。 なお、主催商組は、落札代金決済の遅延が重なる者について、ポス登録の取消し(オークション参加資格の取消し)をすることができる。
⑨	委任状、印鑑証明書および有効期限のある書類の有効期限の失効、書き損じ等による差替えを依頼する場合。 または、書類有効期限が、主催商組到着日を含め1ヵ月以上あるが差替え依頼をする場合 ※受付が2月28日の場合 ⇒ 3月31日以上の有効期限があるもの	下記金額にて差替え依頼ができる。 (必ず主催商組を介して申出をすること) 印鑑証明書…3万円 委任状…2万円 譲渡証…2万円 その他証明書(謄本・抄本・住民票等)…2万円 記入申請書…2万円
⑩	出品店が、規定の名変期限より早期の名義変更を依頼し、落札店がそれを承諾した場合 (出品申込書の名変期限に記載のあるものは除く)	出品店より落札店へ1万円を支払う。
⑪	落札店が、書類一式(移転・抹消)を紛失した場合	下記金額にて再交付の依頼ができる。 (必ず主催商組を介して申出をすること) <普通車> 出品店名義の場合…5万円(実費含む) その他名義の場合…10万円(実費含む) <軽自動車> 出品店名義の場合…3万円(実費含む) その他名義の場合…5万円(実費含む)
⑫	出品車両の燃料が無く、会場内で車両移動ができない場合	ペナルティー2千円
⑬	落札車両の名義変更前に起こした違反(駐車違反、その他違反行為)により、出品店側に問い合わせ等の迷惑行為が発生した場合	ペナルティー3万円

## 九連協オートオークションクレーム申立期間・裁定基準・ペナルティー裁定基準

	クレーム事項	評価点付	R 点	低価格車	商 談	10年・10万km 超 走行不明・改ざん車 含む	クレーム裁定基準
電 装	1 集中Dロック作動不良	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする
	2 バッテリー不良	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ハイブリットカーは除く
機 関	1 エンジン不良による白煙	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	
機 構	1 シートベルトロック	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	
そ の 他	1 社外品 外装関係(アルミ、スポイラー等)	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	表示無き場合
	内装関係(ハンドル、シート等)	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	表示無き場合
	電装関係(ステレオ、ナビ等)	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	表示無き場合及びセールスポイント 欄記載の場合
	機関関係(ターボ、COM等)	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	表示無き場合及びセールスポイント 欄記載の場合
	機構関係(ショック・サス・マフラー・エアクリ・クラッチ等)	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	表示無き場合及びセールスポイント 欄記載の場合
2 コンピューター不良	当日含む5日	当日含む5日	搬出前まで	当日含む5日	搬出前まで		
3 レスオプション部品	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	表示無き場合	
4 特殊車両の主装の不良	当日含む5日	当日含む5日	搬出前まで	当日含む5日	搬出前まで		
5 前項各本文に該当する場合であっても、主催商組が相当と認めた場合							クレーム申請を容認し適宜の裁定を下す事ができる

\* クレーム申立期間計算には、期間中の日曜日および祝祭日を参入する。なお、最終日が主催商組の休業日に当たるときは、その後の最初の営業日を最終の申立期間とします。

\* 天災等により車両搬出ができない場合で不具合箇所等があった場合は、クレーム申立期間内に主催商組へ連絡があった場合のみ車両到着後、翌営業日の午後5時までのクレーム受付とします。

\* 他オートオークションクレーム事項等(その他クレームの裁定にあたって含む)については、中商連オートオークション統一ルールに基づくものとします。

\* 中商連オートオークション統一ルール及び九連協オートオークション運営細則に記載のないものは、商組規約に従うものとします。

## その他クレームの裁定にあたって

- (1) カギはエンジン・ドア・給油口の分を必ず備えていること。ホイルのロックナット欠品は搬出前までのクレームとします。
- (2) グレード違いなど同一クレームを繰り返し申し出る悪質者に対しては、運営委員会の判断によりクレーム却下、また中商連オートオークション規約第33条による裁定を下します。
- (3) ローダウンについては車検に通る車両とします。
- (4) 離島登録車の自賠責の差額については、出品店負担とします。(沖縄県を除く)
- (5) エンジン本体・デフ・ミッションのクレームについては、落札店が部品提供又はキャンセルの選択ができるものとし、他のクレームについては部品提供を基本とします。なお、落札店への部品到着期限はクレーム申立日より7日以内とし、部品到着期限を過ぎた場合、落札店はキャンセルができるものとし、(部品提供の場合の工賃は落札店負担)
- (6) 改造部品等の脱着跡についてはノークレームとします。
- (7) シートベルトロックの車両については、修復歴の有無にかかわらず出品店申告義務とします。
- (8) 使用済自動車として預託された車両および輸出未梢登録(仮登録含む)された車両については出品不可とします。但し、日本国内で登録可能な書類がある場合はその限りではありません。
- (9) 誤記入の場合  
AC欠品でキャンセルの場合、ペナルティー2万円+往復運賃とします。
- (10) メーターに関するクレーム対応  
オイル交換・タイミングベルト交換のステッカー等は参考資料とします。
- (11) 出品店がオークション開催日を含め11日以上を経過しても書類を提出しない場合、ペナルティー1万円+以降1日経過毎に2千円を加算します。なお、最終日が主催商組の休業日に当たるときは、その後の最初の営業日を最終日とします。
- (12) 出品店から主催商組へ書類が揃わずキャンセルの申し出があった場合、上記(11)の延滞ペナルティーを含めペナルティー10万円+出品料+成約料+落札料+落札店のかかる費用(販売遺失利益は含まない)とします。
- (13) 落札店都合によるキャンセルは、原則オークション当該車両のセリ終了後60分までとし、ペナルティー5万円+出品料+成約料+落札料とします。
- (14) 登録名義の変更について  
主催商組は、落札自動車1台につき1万円の名義変更保証料を預かることができます。  
落札店が書類の写しの提出期限を過ぎたために、出品店が自動車税還付譲渡手続きが出来ない場合は、落札店は自動車税還付譲渡金額相当分を負担するものとし、
- (15) 落札自動車の自動車税等について
  - ①落札された自動車の自動車税は、当該オークションが開催された月の分までは出品店の、翌月以降の分は落札店の、それぞれの負担とします。
  - ②落札された自動車が軽自動車の場合、オークション開催年度内の軽自動車税を出品店の負担とします。  
但し、年度末に開催するオークションでの翌年度軽自動車税の負担の取扱については落札店の負担とします。
  - ③主催商組が落札自動車の所有権を取得した場合でも、落札店は、その自動車を主催商組に引渡すまでは、なお前項による自動車税を負担します。
- (16) 落札車両がナンバー付で車検証の有効期間がオークション開催日の翌月末までなく、落札店より主催商組を介し出品店へ抹消依頼があった場合、出品店は抹消の手続きに応じるものとし、  
なお、抹消依頼の受付はオークション当日限りとします。また、車検証の有効期間がオークション開催日の翌月末以降もある場合は、落札店が抹消手続きを行うものとし、
- (17) 税金滞納者に対する抵当権設定車両については、発覚した時点の出品店責任とし、発覚以前については出品店にて処理するものとし、また、クレーム処理における車両価格については、発覚した時点の時価(相場価格)とし、クレーム期間は無期限とします。

# JU運営細則

## 1. 出品

- (1) 出品者は、車両搬入前に十分車両を点検し、車検証に基づいて出品申込書に正確に記入して下さい。(希望コーナー、スタート価格、希望価格は必ず記入して下さい)  
出品車は5日以内に名義変更に必要な書類が決済できる車両。また、出品申込書に虚偽の申告・誤記入・記入洩れがなく正確に記載された車両であること。  
車両の搬出は、JU福岡に対して所定の搬出票(無い場合は免許証)を提出して行う。  
出品店・落札店が所定の搬出期限までに車両を搬出しなかった場合には、当該車両を再出品するものとみなす。この場合においては、再度、出品料を支払わなければならない。

### ◎ 出品自動車の評価基準

- JU福岡の検査員が行う出品車の検査・評価基準は別表をもって定める。  
出品者は出品車について、スタート価格及び希望価格(指し値)を記入しなければならない。  
但し、調整人には10,000円以内の調整権限を与えるものとする。  
指し値の指定があっても、出品者が指定の場所に希望価格を記入しAA出品時に不在の場合に限り20,000円の範囲内で調整人は指し値以下の価格で落札の決定ができるものとする。  
出品車は全て日本オークション協議会の走行管理システムにて走行距離のチェックを行います。  
もし、走行距離に改ざん等があった場合は出品停止と致します。
- (2) 福祉車両の消費税については原則出品店より申告があった場合、消費税非課税とします。申告がない場合は課税か非課税かの判断がつかない為、消費税を計上するものとします。但し、落札店より書類発送日より7日以内に申告があった場合は消費税を返還するものとします。(その際の判断はメーカーのお客様相談室に問い合わせ、新車時に非課税対象車両と回答があった場合のみ消費税を返還します。)

## 2. 書類、代金の決済と自動車税について

- (1) 出品者は、成約車の書類をオークション開催日より10日以内にJU福岡に提出して下さい。  
委任状及び印鑑証明の有効期限は、AA開催月翌月末迄必要です。車検有効期限が翌月末で切れる場合は納税証明書が必要です。(軽自動車除く)落札者は、ナンバー付きの車両は翌月末迄に抹消、又は名義変更をしてコピーを速やかに事務局まで送付して下さい。  
また、車検が翌月末までに切れる場合、オークション当日に限り落札店より抹消依頼が可能です。書類延滞ペナルティはAA開催日より10日以降過ぎたらペナルティ10,000円また翌日より1日×2,000円となっています。
- (2) 落札者は、車両代金をオークション開催日より7日以内に決済してください。開催毎の車両代金全額決済後、落札車両の書類をすみやかに落札者に送付致します。  
車検付落札車両の委任状の期限延長は原則としてできません。
- (3) 車両代金は、6日以内に現金、又は銀行振込にてお願いします。小切手の場合は書類は直ちにお渡り日までとします。

**《注意》入会后最初の落札車両は、車両代金の決済後に車両の搬出をお願いします。**

**AA当日の搬出は出来ません。**

### ◎ 書類の有効期限について

- (1) 原則として書類の有効期限はAA開催月翌月末までであること。但し、出品申込書に有効期限の記載があり、JU福岡に到着日より20日以上有効期限があるものは、落札者が承諾して落札したものとして受付ます。
- (2) 下記事項について落札者の了解が得られたものは、早期名変ペナルティーとして出品店は落札店に10,000円を支払うものとする。
  - ① 記入有効期限より短い場合。

- ②有効期限が翌月末まで無いのに申告がされていない場合。
- ③有効期限の記載はされているがJU福岡到着時20日以上ない場合。

#### ◎ 登録名義変更

- (1) 落札者は、ナンバー付き落札自動車についてオークション開催月の翌末日迄に登録名義変更また抹消登録を完了してください。完了後に車検証等名義変更を明らかにする書類の写しを登録月の翌月5日までにJU福岡へ提出お願いします。  
(出品申込書に書類の有効期限が明記され、早期名変を了解したのものについてはその期限内に名義変更を完了すること。また、車検切れでナンバー付車の場合も翌月末までに完了して下さい)  
なお、ファックスで届け出る場合は到着の有無を確認しなければならない。  
また、落札者より所定の期限までに提出が無い場合は、現在登録証明書取得事務手数料3000円を徴収します。
- (2) 落札者が名義変更書類の写しを期限までに提出しないため、自動車税還付譲渡手続きが出来ない場合は、落札者は自動車税還付譲渡金額相当分を負担するものとします。
- (3) 名義変更期限(書類有効期限が翌月末まで無く落札者が期限了解したものも含む)を過ぎての名義変更は、ペナルティー10,000円及び以降1週間経過毎に1万円を加算した金額を落札者より徴収し出品者へ支払う。  
尚、50日を経過した場合は運営委員会の裁定によるものとします。
- (4) 落札者に交付された印鑑証明等の有効期限を切らしたり書類を紛失した場合、落札者はJU福岡を介して事態の解決を図る様に努めるものとします。なお書類紛失の再交付の場合、落札者は顛末書を提出する。また、出品者は落札者から再交付の申請があった場合は再交付に努めなければならない。ただし、出品者が書類の差替え又は再交付の請求を受けた日から差替え1ヶ月、再交付2ヶ月の期間を経過した場合、落札者は書類の登録名義人に直接移転登録手續等の請求をすることができる。
- (5) 書類差替えの場合(名義変更期限を過ぎた場合も含む)、必ず主催商組を通じペナルティは中商連統一ルール別表Ⅳ⑨を適用する。ただし、書類の紛失についてはペナルティは中商連統一ルール別表Ⅳ⑩を適用する。
- (6) 落札者が名義変更前に交通違反等(迷惑駐車含む)をおこし、出品者側に迷惑をかけた場合、落札者は出品者に30,000円のペナルティーを支払うものとします。
- (7) 登録名義変更をしない悪質者に対しては、中商連オートオークション運営規約第33条のオークション入場停止等の裁定が適用されます。

#### ◎ 落札自動車の自動車税等(JU福岡細則)

- (1) 落札自動車がナンバー付きの場合、JU福岡はオークション開催日の翌月から年度末までの自動車税未経過相当額を預託金として落札者から預かり、落札自動車の登録結果により預託金の清算を行います。  
又、落札自動車が軽自動車の場合、自動車税預り金として10,000円を落札者から預かります。  
なお、3月開催分は翌年度分(12ヶ月)の自動車税となります。  
JU福岡は、落札者から落札自動車の名義変更完了の通知確認後、預かり金の清算を行います。
  - ①移転登録の場合。  
原則として預託金の全額を出品者へ清算します。ただし、3月開催AAで同月内名変の場合は落札者に全額返金します。
  - ②抹消登録の場合  
抹消登録がAA開催月の場合は預託金の全額を落札者に清算、開催翌月の場合は預託金のうち1ヶ月分の自動車税相当額を出品者に、残金を落札者に清算します。
  - ③落札者が移転登録した後、同一年度内に抹消登録した場合。  
落札者から抹消登録をした日より5日以内に申し出があった場合に限り、還付金相当額を再度清算、出品者に請求させていただきます。
  - ④軽自動車については、開催年度内の軽自動車税は出品者の負担とします。また、年度内に名義変更された場合は預り金を落札者に支払い、年度をまたいだ場合は預り金から年税を差し引いた額を清算します。
- (2) 納税証明書については、納税を証するものとして譲渡書類に添付することが基本ですが、実際には継続車検時に限り必要なことから、AA開催月翌月以内に車検が切れる車両については必要書類とし、提出が無い場合は不備の取扱いをします。ただし、AA開催同一年度内に車検が切れる車両については、名義変更完了後に落札者から申し出があった場合は出品者に



て継続検査用納税証明書を用意して頂きます。出品者は請求があった日から7日以内に納税証明書を提出するものとし、車検満了1ヶ月前に至っても提出が無い場合はペナルティーとして10,000円課せられます。

- (3) 非課税車両は出品者の申告義務とし、事前の申告があった場合は預託並びに清算は行いません。申告がなく落札者名変後に月割りの自動車税を徴収された場合は、出品者は清算された預託金の全額を落札者へ返金するものとします。
- (4) 自動車税還付請求権譲渡通知書は、特別の事情が無い限りお取扱いいたしませんので、出品者にて保管下さい。
- (5) JU福岡が落札自動車の所有権を取得した場合でも、落札者は、その自動車をJU福岡に引き渡すまでは自動車税を負担するものとします。
- (6) 自動車税が未納で落札店が立替払いをした場合は自動車税相当額、延滞金及びペナルティ10,000円を出品店に請求致します。(自動車税納付期限内は除く)

### 3. クレームについて

- (1) オークションでは全て中商連オートオークション統ルール及びJU福岡オークション規約を基準に裁定致します。
- (2) 保証書有りの申告で保証書が無い場合  
保証書有りで保証書が無い場合はキャンセルを含むクレームとします。キャンセルの場合は、諸経費は出品者負担とし、クレーム期間は書類発送後7日以内また、メーカー規定保証期間車両(新車登録5年以内)についてはペナルティー2万円、保証期間経過車両についてはノーペナルティとします。  
保証書は出品店の保管義務となっております。車内積込みで紛失した場合でも出品店責任となりますので、書類と一緒に保管して下さい。
- (3) ワンオーナーの定義について  
新車ユーザーから個人販売店の代表者登録(古物証コピー添付)は認めるが、出品時に車検証のコピーを添付する事とし、出品店と名義が異なる場合は認めません。クレーム期限は書類発送後7日以内とし、キャンセルの場合は実費プラス2万円のペナルティーを落札者へ支払います。
- (4) オークションでのクレームはすべてJU福岡を通して処理して下さい。出品者等への直接の問い合わせは認められません。オークション当日は、2階クレームコーナーを設けております、ご利用下さい。  
**オークション当日のユーザー同伴の入場は禁止されています。発覚した場合は厳重な処罰が科せられます。**

1. 書類有効期限	開催日より翌月末日以上とする。	事務局到着後20日以上あるもの。 出品票に期限記載があるもの。
2. 書類遅延ペナルティー	AA開催日より11日を越えた場合、10,000円と一日につき1件1台当り2千円を加算ペナルティ。 (書類不備の場合も含む)	AA開催日より21日を越えた場合、車両返品のうち、10万円のペナルティ+出品料+成約料+落札料+落札店にかかる費用(販売過失利益は含まない)
3. 車両代金遅延ペナルティー	AA開催日より7日を越えた場合一日につき1件1台当り2千円のペナルティー。	
4. 書類差替ペナルティー	名変保証金とは別に差替書類 印鑑証明書…3万円 他の書類…2万円	記入ミスによる差替も左記と同様。
5. 書類の再交付(紛失)	・書類一式…5万円+実費。 ・抹消謄本…5万円+実費。	
6. 名変遅延ペナルティー (早期名変含む)	期限を過ぎての名変は、名変保証金とは別に1万円及び一日につき2千円のペナルティー	期限からの遅延ペナルティ50日を限度とし、以後は運営委員会の判断とする。
7. その他	早期名変ペナルティ1万円	

### 4. 商談コーナーの注意事項について

※ 応札有りの場合は応札金額+1万円以上、応札無しの場合はスタート金額+3万円以上から受付

- ※ 申込みは1台につき1回限りです。電話による申込みは受付致しません。
- ※ 最終応札者がセリ終了後5分間の申込優先権利があります。それ以外の方は先着順の商談受付とします
- ※ 5分間という時間の管理はセリ機によって行う
- ※ 商談受付時間は、オークション終了後1時間までとする。また、会場から搬出された車両の商談は受付けない。

#### ○商談申込者

- ※ 申込み記入金額を出品店が了承(成約)した場合後のキャンセルは出品店の了解がないと出来ません。
- ※ 長時間にわたる保留は出来ません。出品店の了解を得た場合はこの限りではありません。
- ※ 長時間にわたる保留後の出品店提示金額での合意は出品店の了解を得た場合のみ成約とします。
- ※ サインは成約を形として残すだけで出品店が売る意思を示した場合は成約とします。

#### ○出品者

- ※ 希望金額を提示して申込み者がいないと言った後、最初の金額で売ると言っても申込み者が了解しないと成約とはなりません。また、希望金額を高く変更することは認めません。
- ※ 商談中の車両は結果が出るまでAA会場より搬出してはなりません。

## 5. その他注意事項

### (1) 会場内の座席指定について

前月の出品・落札台数が下記の条件を満たす場合は、指定席を準備させていただきます。

前月の出品台数上位20社以内の方

前月の落札台数が6台以上の方

前月の台数が上記条件を満たさない場合、また、11時までに指定席を確保されない場合は座席が解除となりますのでご注意ください。

### (2) 会員毎の出品リスト、落札票、仮計算書などは、各自端末から印刷お願いします。

### (3) 走行管理システムの利用について

全国のオークション出品車両データを利用して、下取り車などの走行距離を事前にチェックできます。所定のFAX用紙で申し込みください。

1. 初期申込み費用1回1000円、1台検索費用500円
2. 添付用紙をご利用下さい。

### (4) 車両引取期限について

流札車

○翌週月曜日の17:00(4日目)までに搬出してください。

○火曜日に会場に残っている車両は自動的に再出品となります。

落札車

○翌週水曜日の17:00(6日目)までに搬出してください。

○木曜日に会場に残っている車両は自動的に再出品となります。

※コーナーはレギュラーになります。(バントラ、リサイクルは同じコーナーになります。)

・再出品された車両は出品停止ができませんのでご注意ください。

・再出品後搬出を希望される方はセリ当日に書類不備流しの手続きを行なってください。(但し、出品料は頂きます。)

・搬出期限後の持ち帰り車両についても同様に出品料を徴収致します。

番号	出品コーナー	出品料	条件	受付時間	出品枠
8001～	リユースコーナー	¥0	3万円未満で成約時成約料無料 成約料・成約3万円以上3千円・10万円以上5千円・20万円以上1万円	木曜17時まで	制限無し
9001～	R2コーナー	¥2,000	3万円未満で成約時成約料無料 成約料・成約3万円以上3千円・10万円以上5千円・20万円以上1万円	木曜17時まで	制限無し
7501～	リサイクルコーナー	¥3,000	事故現状車、冠水車、不動態受付(人力で移動可能車)、ノー検査 <b>不動態・前進、後進の片方だけしか作動しない車輛も含まれます。</b> ※リユースと同じ金額売切スタートとした場合のみリユースコーナーと手数料同額	木曜17時まで	制限無し
9501～	パン・トラコーナー	¥7,000	トラック・パン及び、軽自動車以外の貨物車輛、バス、積載車、特殊車両	木曜17時まで	制限無し
4001～	JU鹿児島リユースコーナー	¥1,500	3万円未満で成約時成約料無料 成約3万円以上3千円10万円以上1万円	木曜17時まで	
4901～	JU鹿児島リサイクルコーナー	¥3,000	事故現状車、冠水車、不動態受付(人力で移動可能車) 最低買取保障金額で成約の場合は出品料1,500円、成約料無料 ノー検査	木曜17時まで	10台
4911～	JU鹿児島パン・トラコーナー	¥7,000	1トン以上のトラック・パン、バス、積載車、特殊車両 流札時出品料 ¥5,000	木曜17時まで	90台
4301～	JU鹿児島モーニングコーナー	¥5,000	新規出品のみ	木曜17時まで	100台
0001～	モーニングコーナー	¥4,000	直近オークション5開催出品歴の無い車両	木曜17時まで	250台
4401～	JU鹿児島チャンスコーナー	¥7,000	年式 評価点 不問	木曜17時まで	
3001～	ディーラーコーナー	¥5,000	年式 評価点 不問	木曜17時まで	250台
2001～	チャレンジM2コーナー	¥4,000	前回モーニングコーナーの流れ再出品・モーニングコーナー満車時の新規	木曜17時まで	制限無し
5001～	レギュラーコーナー (※追加出品受付は、当日10:00まで)	¥4,000	年式 評価点 不問	木曜17時まで	制限無し
4601～	JU鹿児島価格指定売切りコーナー	¥3,000	年式 評価点 不問		

注) 第二週の金曜日のMAA九州ジョイントAA又は、三菱ジョイントAA開催時は、MAAコーナーのセリはディーラーコーナー終了後にセリます。

4000番台は全て鹿児島会場に現車はありません。

成約料	¥10,000
落札料 会場セリ落札	¥7,000
アト商談	¥17,000
F-SAT落札	¥10,000
JUナビベーシック	¥15,000
JUナビAタイプ	¥13,500
JUナビBタイプ	¥9,500
JUリアル・プラス	¥9,500
JU入札ネット	¥15,000
オークネットプレミアム	¥12,500
オークネットレギュラー	¥15,000

### ◆流れ車出品料50%割引制度

出品5台以上の方は、流れ車の出品料を50%割引いたします。

出品料・成約料・落札料、全て消費税がかかります。

## 検査基準の目安

点数	評価判断基準(評価点表)
S	登録1年以内で走行10,000km以内の基準状態を満たしている車両。
6	登録3年以内で走行30,000km以内の基準状態を満たしている車両。 傷凹等があっても加修対象とならないもの。
5	走行50,000km以内のもの。 内外装に補修跡があっても状態がよく範囲の小さいもの。 傷凹等が多少あるが、軽微な加修で済むもの。
4.5	走行100,000km以内のもの。 内外装に補修跡があっても範囲が大きなく、傷凹等があっても多少の加修ですむもの。
4	走行150,000km以内のもの。 内外装の補修跡があっても状態が良好なもの。 傷凹・錆等の加修が必要なもの。 ボルト止め部品の交換が少々あるが状態が良好なもの。
3.5	内外装の補修跡が多少雑な状態のもの。 傷凹・錆等加修の必要な個所が若干あるもの。 ボルト止め部品の交換が若干目立つが状態の良好なもの。
3	内外装の補修跡が雑なもの、及び傷凹・錆等の加修仕上げを要するもの。
2	内外装の補修跡が雑で再仕上げを要するもの。 加修仕上げを要する部分が全体にあるもの。 上記3点評価車を上回る減点要因のあるもの。
1	冠水車、消火剤散布跡車(内外装評価は付けず××を記入する)
R	修復歴車、未修復車。
ブランク	粗悪車、多大な加修費用を要する事故現状車。
<b>上記以外の点数制限</b>	
<b>5点を上限とするもの</b> ・職権打刻車(国産車のみ適用)	
<b>4点を上限とするもの</b> ・色替車(元色と異なる全塗装の場合)	
<b>3.5点を上限とするもの</b> ・走行不明車(＃)及びメーター改ざん車(＊)。 ・骨格部位以外の溶接部位交換車(リヤフェンダー、サイドシル、リヤエンドパネル、等の交換車両に適用) ・修復歴としなかった骨格損傷車(骨格の軽微な損傷で修復歴としない場合、ラジエーターコアサポート単体交換の場合)	
<b>外装補助評価点</b> a 新車状態のもの。 b 傷凹等が多少あっても加修の必要がないもの。 c 傷凹錆等が多少あるが軽微な加修ですむもの。 d 傷凹錆等があり仕上げを要するもの。 e 傷凹錆等が多数あるもの。	
<b>内装補助評価点</b> a 新車状態同様のもの。 b 若干の汚れ程度(ルームクリーニングで回復する程度)のもの。 c コゲ等で跡が残っているものが1～2程度あるもの。 d 部品を交換して元に戻る程度の状態のもの、あるいは汚れの程度が悪いもの。 e 再生不能状態のもの。	

## 検 査 表 示 方 式

ボディ バンパー	傷	A1	カードサイズ程度のキズ
		A2	20cm程度のキズ
		A3	30cm程度のキズ
		A4	上記(A3)を超えるキズ
	エクボ	E	500円玉未満の小さな凹み
	凹み	U1	カードサイズ程度の凹み
		U2	20cm×20cm程度の凹み
		U3	30cm×30cm程度の凹み
		U4	上記(U3)を超える凹み
	補修跡	W1	仕上がりが良好なもの
		W2	加修波が若干目立つもの
		W3	加修波が大きく目立つもの、又は、再仕上げを要するもの
	サビ(外板)	S1	小さなサビ
		S2	目立つサビ
		S3	大きなサビ
	腐食(外板)	C1	小さな腐食・ウキ
		C2	目立つ腐食
		C3	大きな腐食
		C穴	腐食穴があるもの
塗装	P	塗装に関する用語	
要交換	X	交換を要する損傷	
交換済	XX	交換済みのもの	
ガラス	キズ	目立つキズ	
	飛石	ポールペン先ぐらいのもの	
	ヒビ割	500円玉程度のもの	
	リペア跡		
	×要	交換を要する損傷	